

令和4年8月8日

令和4年8月3日からの大雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和4年8月3日からの大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 20団体(12市7町1村)

山形県	10団体(4市6町)
新潟県	3団体(2市1村)
石川県	7団体(6市1町)

2 繰上げ交付額

山形県	3,016百万円
新潟県	1,555百万円
石川県	3,324百万円
合計	7,895百万円

3 日程

令和4年8月8日(月) 交付決定

令和4年8月10日(水) 現金交付

※繰上げ交付の団体別内訳は、別紙のとおり。

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 9月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 中谷、西林、小幡
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

(別紙)

令和4年8月3日からの大雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別)

(単位:百万円)

<山形県> (4市6町)

団体名	繰上げ交付額
米沢市	542
寒河江市	323
長井市	323
南陽市	294
大江町	182
高畠町	268
川西町	355
小国町	221
白鷹町	272
飯豊町	236
合計	3,016

<石川県> (6市1町)

団体名	繰上げ交付額
金沢市	770
小松市	632
加賀市	571
白山市	761
能美市	342
野々市市	152
川北町	96
合計	3,324

(12市7町1村)

交付総額	7,895
-------------	--------------

<新潟県> (2市1村)

団体名	繰上げ交付額
村上市	1,017
胎内市	351
関川村	187
合計	1,555